

田堵の存在形態

——とくに散田と請作について——

村 井 康 彦

【要約】 従来田堵の基本的特質とされているのは、庄園領主にたいする強固な力役奉仕^{II}人身的隷屬關係、である。しかしながらわたくしには、その根拠とされる史料を見るときに、むしろ否定的な解釈ができるように思われた。そこで、田堵が地子弁進者として史料に頻出するところから、田堵と地子田經營の關係に着目した。その結果、平安期における庄園は散田体制——庄田（領主直屬地）を宛行つて請作させる地子田經營——が基本的あり方であり、田堵とはその庄田の請作者であらうことが想定せられ、この事実から、田堵と名主、名と名田の差異も理解できるように思われた。そして、請作者としての田堵の存在が不安定なのは、むしろ田堵にたいする領主の緊縛が弱いからであつて、却つて名主^{II}名田段階に至つて緊縛が強化されたのではないかと考えられた。本稿はそのような關心から、田堵をめぐる諸問題をわたくしなりに整理してみたものである。したがつて、従来の見解にたいして逆の評価を下した点も多いが、一つの試論として受けとつて頂ければ幸いである。

一、はじめに

二、地子田經營の成立と田堵

三、請作の二形態

(1) 散田の原義と請作

(2) 散田と有期的請作

(B)(A) 請作の原則

(B)(A) 請作と負名

(D)(C) 均等名の意味
名田堵と名主

(3) 治田と永年請作——補説

(B)(A) 作手の意味

(B)(A) 治田請作

四、むすび

一、はじめに

古代における名田制の研究は、その長い歴史とその間に蓄積された幾多のすぐれた成果をもちながら、なお多くの未解決の問題をのこしている。その究明が、古代・封建の劃期をどの時点に求めるか、という、いわゆる時代区分論の前提であることは言を俟たないが、現状は理論的にも実証的にも、研究のより一層の深化が望まれている。本稿は、もとより充分にその要請に応えるものとは思われないが、田堵の実態を明らかにすることにより、名田制理解への手掛りをえようとするものである。

まず、主題に関係ある従来の見解にたいして二・三の疑問点を列挙し、あわせて問題の所在を明らかにしておきたいと思う。

〔I〕庄園の構造とその本質を考える場合、その内部に成立する名田制の評価——その土地所有のあり方が、古代的なものであるか封建的なものかという——が、最も基本的問題とされている（木村礎氏編「日本封建社会研究史」）。したがつてたとえば、永原慶二氏が「日本封建社会論」（頁六三）で、これを庄園

「名」体制の構造（この場合名が名田の意であることは）とされたのは、右の書物がそれまでの研究成果を集大成されたものである以上、当然の整理の仕方であると言えよう。だがひるがえつて考えるに、庄園とは名田だけ形成されてい

たものであろうか。一見突飛とも思われるであろうこの疑問は、じつはきわめて単純なる事実にもとづく。すなわち永原氏は右のような項目を立てながら、その本文で次のごとく述べておられる（頁七三）。

律令制・荘園制下において水田以外の畠地に対する追求は比較的ルーズであるので、名主の現実の経営規模を考へる場合には、かかる意味で荘園領主の直接把握している以外の畠地部分もかなり一般的に勘考せねばならないであろう。さらにまた、名田以外の耕地についても問題がある。たとえば……出雲庄……の場合、全庄四、三町五反のうち、百姓名は二、町五反余にすぎず、預所田・下司田・職事田等が大きな比重をもつのであり、この部分の経営に名主が関係していることは当然考へねばならないのである。（傍点引）
（用者）

名主の経営規模を考へる場合、たんに検注帳に記載されている各名田面積だけでは問題にならないことは、右の永原氏の指摘で明らかであろうが、わたくしがここで問題にしているのはむしろ、名田部分が全庄面積の五〇％（この場合）

に満たないような庄園で、なおかつ庄園Ⅱ名(じつは名田)体制と等置してよいのか、ということである。むしろ名田以外の土地が全く第二義的・副次的意味しかもたないのであれば問題は無いが、もしそうでなければ、右のような整理によつて庄園の具体的景観が見失われ、それ以上に、本質的な問題が切捨てられてしまふ、とも言えるからである。わたくしの抱く疑問は、まずこの点にある。

〔Ⅰ〕庄園Ⅱ名田体制という整理の仕方は、たんに庄園の景観の問題においてのみならず、庄園および名田の歴史的發展という点でも、同様な危険性をもつていると考える。なぜなら、庄園内の土地は最初から名田と呼ばれたものでもなければ、名田と呼ばれる土地も最初から名田としてその私有権を認められたものでもないからである。その意味で、石母田正氏が「中世的土地所有権の成立について」(歴史学一四六)で、「平安時代の百姓名は、律令制の戸から中世の名主Ⅱ名田への過渡的形態」であるとして、名主Ⅱ名田に先行する段階としての百姓名なる概念を定立されたのは、その限りでは当をえた指摘だと考える。しかしわたくしは、この両者の差異をたんに土地所有権の強弱度からのみ論ず

るのではなく、大局的に、庄園体制およびそれにもとづく庄園経営そのもののものの転換、という面からも考える必要があるように思う。要するに、従来無難作に用いられている名(時期としては石母田氏)および名田をいう言葉を、史料的には峻別できるわけではないが、段階の差を示す異なつた概念として区別すべきではないか、と考える。なぜなら、このことの考慮なくしては、田堵や名主の歴史的性格とその差異は理解できないと思うからである。

〔Ⅱ〕いわゆる名田制の研究上、田堵および名主の存在が当然問題になるわけだが、その際しばしば、田堵Ⅱ名主層あるいは田堵・名主層、といつた等置もしくは連称されていることは、あらためて述べるまでもない周知の事実である。もちろん、両者が同一の階層に属するという意味において「たとえば石母田氏が定立されたとき」(「古代末期の政治過程および政治形態」)領主層の一範疇として考えるのであれば問題は無いのだが、そのために、両者のもつそれぞれの歴史的性格と意義が全く捨象されてしまつたことに留意する必要がある。田堵といふ名主といふその言葉が歴史の産物である以上、両者が自らその歴史的役割に差異をもつていたであらうこ

とは、けだし自明の理に属するからである。結論を先に言え、名と名田とのそれぞれに対応するものが、田堵および名主であつたと考える。

〔VI〕しかしもちろん、これまで田堵と名主との差異が全く等閑に附せられていた、というのではない。とくにそれは、清水三男氏によつて早く指摘され〔田堵の性質〕日本、最近においては渡辺澄夫氏が清水氏の見解をさらに批判的に展開されている〔畿内庄園の基礎構造〕。両氏の所説に共通する点は、田堵がその領主にたいしてもつ力役奉仕Ⅱ人身的隸属關係の強調であろう。とくに渡辺氏はこれを田堵役として重視しておられる。だがはたして、田堵と名主とのちがいを、負担の人別賦課と土地賦課の差異に見出しうるものであろうか。すなわちその変化を、「人から土地へ、換言すれば田堵から名田への転換である」〔渡辺氏前掲書三三六頁〕と言えるのであろうか。あるいはまたこのことと関連して、畿内庄園に特徴的な均等名の成立を、渡辺氏の主張されるごとく、一率なる田堵役の存在を前提とし、その田堵役が土地に換算、転換されるところに見出すべきものなのであろうか。それならば、田堵の史料を検討する時に、人身的負担の面にお

けるよりも、むしろ地子―地代負担關係の記事を多く見かけるのはどういふことなのであろうか。この点も再検討を要する問題と考える。

〔V〕さてその田堵と土地との關係についてであるが、清水氏は「田堵の性質」〔前掲書〕において、「田堵は…その所有田地を領主より保護保証された者をいうのであつて、多くは小作人でもなく、又単なる自作農でもなく、地主であつた」〔三一頁〕といわれながら、他方では「土地と人との結びつきが未だ強固ならず…もと田堵の有する土地はその所在の坪が確かに定まつておらず浮動性をもつ」〔三二頁〕とされる〔傍点引〕。明らかにこれは矛盾する見解である。しかしながらわたくしは、氏の所論の矛盾は欠陥ではなくして、以後における田堵研究者の一人として気付かなかつた事實の、すぐれた指摘であると考える。ただそれが充分整理されなかつただけである。なぜなら、それぞれの場合の根拠とされている史料の解釈はもとより正しい。だとすればこれは、田堵のそれぞれの土地にたいする關係の仕方に、本来異つた場合のあつたことを想定させるからである。換言すれば、田堵は地主であるとともに、他方それ以外の土地

については浮動する権利関係をもつていた、ということである。

〔IV〕以上の諸点を考える上で注目されるのは、なお問題はあるにしても、渡辺氏による一色田、庄園領主直屬地の指摘である(前掲)。不遜な言い方ではあるが、もし氏がこの問題を平安時代にまで遡つて検討されたならば、その均等名論はもつと変つたものになつていたであらうと思われる。なぜなら、平安時代における一色田の経営の実態を解明することが、均等名形成の前提たる田堵と密接な関係を有するからである。換言すれば、庄園における田堵は、その一色田、地子田の諸作者としてあらわれてくるからである。その意味で、従来ほとんど問題にされなかつた散田、すなわち諸作、経営を考察することが、以上列挙した諸点を解決する前提であると考ふる。

一応現在抱いている疑問点なり問題点を列挙すれば以上のごとくである。その発想の仕方は極めてネガティブであるが、本稿ではかかる点を念頭において、表題たる田堵の存在形態を少しでも明らかにしたいと考ふる。

なお「平安遺文」に収録されている文書は、紙数の関係から括

孤内に番号のみを記すにとどめたが、それで通用するのは全く編者竹内理三氏の御努力の御蔭である。平安時代を研究する上でこの「遺文」の果す役割は、いくら強調してもし過ぎることはない。最初に記して感謝の意を表する次第である。

二、地子田経営の成立と田堵

律令的收取体系の弛緩が、「人より土地へ」、すなわち「人別賦課より土地賦課へ」、という転換を将来したことは周知の事実である。本来人別に課せられていた調庸や出拳は、あきらかに平安時代十世紀末には、土地を単位として土地を媒介として賦課されてきている(石母田氏前掲論文、吉田氏「田堵の成立に」)。 「段米ならびに田率米色々雑物を付負わせ徴取」(八五) されるとか「田率綿は国司が町別三両を充負わせ徴取」(三三) される、という表現はそれを示す。東大寺御油免田や香菜免田・白米免田などが、いずれも「町別」に課せられていることはよく知られているところである(竹内理三氏「寺領庄園の研究」)。

しかし吉田氏(前掲論文)が、人から土地へ賦課が変つた際、まづ耕田数、反別、土地別に賦課されたことを強調しておられるが、反別とは評量上の単位であつて、土地へ賦課されたというこ

とは示すとしても、そのこと自体は賦課の單位とは次元の異なる概念である。だから耕田數^一反別（町別）と等置することはできないし、またこれを名田に先行する段階と考えるのも正しくないと思う。

たしかに現象的にはそうなのだが、調庸や出拳が人別から土地單位に賦課されるようになった、ということを描するだけでは、じつはそれ程の意味はない。なぜなら、租にくらべその比重が大であつた調庸・出拳は、それだけなら単に賦課の方法なり基準なりが變つただけで依然として存続し、したがつて全体としてみれば、律令的負担体系は本質的變化を示しているとは言えないからである。その際、量的な變化は直接問題にはならない。問題は、この轉換がじつはそれまでの主要な負担である調庸・出拳よりも（^{なくなつたといふのではない}）、土地生産物^二米が基本的な収取の対象とされてきたことを示す、ということの指摘の方が重大である。ここでわれわれは、平安時代に入つてから頻出する「地子」という言葉に注目する必要がある。地子は、租にかわる新たな土地單位の土地への負担^三現物地代であつたと考えられるからである。百姓名^四名は、むしろここにこそその成立の前提と意義とを見出すべきではなからう

か。多くの論者は、この点の認識が不充分であつたように思う。

八八一（元慶五）年の「官田」經營に関する官符^{〔三代實錄〕}同年二月八日条は、石母田氏が「古代末期の政治過程および政治形態」^{〔社会構成史体系〕}で問題にされて以来、律令体制の變質を示す史料としてよく知られている。すなわちその官符によれば、「今ことごとく營田（直營）せんと欲すれば吏民の堪えがたきを慮り、全く地子となさば恐らくは公家の利少し」という矛盾の解決方法として、官田を折半し、半直營・半地子經營という併用策を採用したものである。これは、直營田經營の行きづまりと、その解決が地子田經營の採用に求められてきた、その轉換点における事情を示すものであり、しかもこれが決定的な傾向であつたことは、早くも二年後の八八三（元慶五）年に、大和国では官田七三二町余の直營を停止して地子方式に移すことが申請され許されていること、以後官田の記録に地子に関する記載しかみられないこと^{〔石母田氏前掲書二三頁〕}、などによつて明らかである。官田におけると同様の事情は、皇室領たる勅旨田においてもみられた。九〇二（延喜二）年の官符^{〔類聚三代格〕卷十二}す

なわちいわゆる延喜の庄園整理令によつて、勅旨田は人民の産業の便を奪うものであるとの理由で、以後民をして「負作」せしめることとされたのである。この官符は、勅旨田のすべてに適用されたのではなく、当代以後（八九七年以後）の開田に限定されていることに留意する必要はあるが、逆にそのことは、本来の直営方式では当時、もはや勅旨田を新規に開発することが困難であつた事情を物語つている。負作が地子田経営を意味することはいうまでもない。

以上の二例によつても、地子田経営の一般化する時期が、九世紀から十世紀にかけてであつたことを知るのであるが、しかしこれらは、官田や勅旨田といういわば特殊な場合であつた。問題は、それが一般の国衙領や庄園でも見られたか、否か、である。そしてわたくしは、これらの土地についても同様であつたと考える。

三一ヶ条にわたり国司藤原元命の非法を訴えた、九八八（永延二）年の尾張国郡司百姓等解文^{（三三）}の第二条には、次のごとき注目すべき事実が記されている。すなわち、当時国衙領の水田は租税田と地子田の二種に分けられ、租税

田は田租の他に官物加徴が行われていたが、地子田にたいしては行われていなかった。しかるに、この地子田に元命が官物を加徴したため、地子田の耕作者である田堵百姓らがその非法を訴えたのであつた。この事実から、地子田には官物加徴がなく——したがつて地子弁進のみが必要条件であり、その耕作者が田堵と呼ばれている、ということが知られよう。而してその実態から考えるに、右の租税田が口分田、地子田が剩田（質租田）に相当することは言うまでもなからう。したがつて租税田・地子田とは、口分

田・公田の内容をもととする別表現にすぎないともみられるが、すでに班田制が完全に崩壊していたことを考えるならば^{（今宮新氏「班田収授制の研究」）}、かかる表現はむしろ、土地が重視されてきたが故に、土地への賦課である租や地子が表面に出されたものとすべきであろう。とくに後者の場合、該地について、剩田・公田あるいは内容的表現として賃租田という言葉がある以上、そこでの地子が強く意識されてきた事情を想定しなければ、地子田という言葉を理解することはできないと思う。だから十世紀以降における口分田の公田化という現象^{（松本新八郎氏「中世社会の研究」一四〇頁）}阿部猛氏「名の発生について」史潮五五号

は、公田における賃租経営方式の拡大普及を意味すると言えよう。

このように考えるならば、この時期国衙領においても、地子田経営が一般化する事情をみるこゝができてくると思う。而して先に指摘しておいたごとく、この地子田の耕作者が田堵であつた。したがつてわたくしは、田堵と地子田経営との關係に注目する必要があることをとくに強調しておきたい。その観点から庄園の場合をみると、田刀(堵)の初見史料たる八五九(貞觀元)年の有名な近江国依(愛)智庄檢田帳(八二)によれば、そこで問題になつてゐるのは、やはり地子に關わる田刀の不正であつたことが知れよう。

すなわち田刀は、預作Ⅱ地子田耕作している寺田Ⅱ庄田を、奸して自己の治田と称し、あるいは田品を偽称して、地子の未進や減納を行つてゐた。また八七六(貞觀十八)年には、全庄一二町の中二町の佃をのぞく十町の庄田は、町別四石八匁の地子未進という条件で経営耕作されてゐたことがわかる(一七)。当庄の経営については、最近高尾一彦氏が「平安時代の名田経営について」(「日本史研」三〇号)ですぐれた解釈と歴史的意義づけをされており、こゝではそれ以上

に附加するものをもたないが、結局こうした田堵による庄・公田の地子田経営は、根本的には農業生産力の向上により土地生産物への賦課がより有利な収取形態と考えられてきたこと、これが他方におけるその耕作者たる田堵層、すなわち堪百姓(二四)とよばれるごとき有力農民の成長に即応し、その結節点として成立した経営方式である、といえるであらう。

田堵が主体であつたことから、これを田堵経営と呼ぶこともできるであらう(高尾氏「莊園と公領」が、ただしわたくしは、名田(主)経営に先行する形態であると區別しておきたい。また、吉田氏は先の尾張國解文から、田堵は庄園にしか存在しないと考へられていた旧説(田堵の発生は國衙領に多くみられた)としておられる。前)にたいし、田堵は公領にも存在したとの異説(前掲)を發表されたが、その指摘自体は貴重であるとしても、以上述べてきた地子田経営の一般化と、それに対応する存在が田堵である、という歴史的背景を基本にして考えなければ——氏も一応留意しておられるが——公領の田堵の存在を強調するだけでは、不十分である。

以上の考察によつて、田堵と地子田経営とが対応關係にあつたと想定されるのであるが、だとすれば、その地子田経営の内容を考えることが、また同時に田堵の実態を明ら

かにすることにもなろう。而して先の愛智庄の場合を考え

ても、そこでは田刀が寺田を治田化することや田品を詐称

することが、地子の減収をもたらす意味でもつとも不正行

為とされたのであつたが、これは言うまでもなく、寺田

(庄田)を地子田として完全に支配・経営しようとする庄

園領主側の意図を示している。東寺領丹波国大山庄におい

て一一一五(永久三)年、田堵住人らが「おのおの庄内の

田畠を請作し、偏えに私領と称し所役を対掉」したので対

し、東寺が「私領を停止」したのもそれである(一八三)。

地子田経営の強化が、この段階における庄園領主の主眼で

あつたことが考えられよう(庄園の不輸権取得の問題と密接な

関係があると思うが、ここではふ

れな)。この地子田経営は、当時の用語に従えば一般に請

作とか預作・負作と呼ばれているが、本稿では請作の語を

用いる。従来の研究においては、田堵とこの請作との関係

がほとんど留意されていなかつたように思う。だから請作

と不可分の関係にある「散田」という言葉とその実態が、

同様に問題にされなかつたのも当然であつたと言えよう。

この散田のもつ意義をはじめて本格的に取上げられたのは、

最近における渡辺澄夫氏であつたといつてもよい。

三、請作の二形態

(1) 散田の原義と請作

こころみに国史辞典(今井林太(郎氏執筆)や日本経済史辞典(上田藤

の「散田」の項を開いてみると、散田とは、没収または農

民の死亡・逃亡などによつて耕作者のいなくなつた土地、

あるいは荒地など、というふうに解説されてい

る。要するに、無主地である、ということがその本質と考

えられている。

中世の庄園文書に「散田帳」(算田帳とも書かれる。)なる

庄田注文状があり、それによれば、庄園がいわゆる名田だ

けではなく、散田とか間田(本質的には散田と同じもの、)

と呼ばれる土地を含み、時には名田以上の面積をもち、しか

も対立する意味において存在している、ということとは、こ

れまでの庄園研究者が全く知らなかつた訳ではないが、最

初にあげた解釈以上の意味を付加し見出すことはなかつた。

先にも述べた如く、これを庄園体制との関連において注目

されたのは、渡辺澄夫氏の研究をもつて始めとする。

すなわち氏は、散田とは、名主の逃散・死没或は不法対

俾などによつて闕所とせられた名田であるが、それは、「庄園領主の直屬地とされたもの」で、その耕作には新らたに名主を入れるか、又は残りの名主の請負ないしは名主の共同の責任とし村預けとして配分耕作させるのが普通であつた」(前掲書三)とされ、単に持主がいな田、というだけでなく、散田^二庄園領主直屬地(一色田)であることを指摘し、これが寄地という形で名田に付加されその均等化が図られる、といういわゆる均等名形成の重要な一モメントとされたのであつた。したがつて氏によれば、かかる領主直屬地の存在は畿内型庄園において見逃すことのできなものである、ということにならう。

渡辺氏のこの指摘は、従来の研究の欠陥をついたものとして高く評価されなければならないが、にもかかわらず、氏がかかる直屬地をもつて「庄園内における庄園外的な田地」であり、「庄園制の基本構造である名田及び名主」(同前七(六二頁))に従属する第二義的な意味と地位しか与えられなかつたのは、考察の対象が鎌倉以降のものであつたからであらうが(したがつてその限りでは)、名田の發生という見地に立つ時、やはり従来の見解のわく内にある、と言わざる

をえない。はたして一色田の存在は、氏の言われるごとく庄園外的なものであつたのだろうか。結論を先に言えば、わたくしはこの一色田体制こそがもつとも本来的な庄園体制であつた、と考えたいのである。

さてそれにしても、散田という言葉からは直接、無主地とか庄園領主直屬地という意味は出て来ない、と言わねばならないだろう。それならば散田とは、本来どういう意味をもつていたのであろうか。じつは文字通りそれは、「田を散らす」「散田する」という動詞なのである。たとえば、九三二(承平二)年東寺領伊勢国川合庄において、東寺使真演が庄田を「令^レ散^三田於諸田堵^二」(「田を諸田堵に散らし^{じで}」)はじめたところ、田堵らは地子弁進拒否の態度に出た、という事実(二四)から知られるように、散田(動詞)とは、竹内理三氏が指摘されたごとく、庄田を「わり当てる・充行う」、ということを意味している(「寺領庄園の研究」四一四頁)とすればさらに、次の二点が問題とされなければならないだろう。その一は、土地をわり当てるとは庄園の経営上どのような意味をもつのか、第二は、かくわり当てられる土地とはどのような土地なのか、という点である。

まず第一の点については次の如き史料をあげたい。①九八七(寛和三)年東大寺領阿波国新嶋庄で、本寺より使者を下向させて地子物の徴集を行うとともに、「当年散田」の務を行いその際「当年春時に各々請文を進」めさせている事実(三二)、②一一一一(天永二)年伊勢国三重郷河後御厨田において、良田と悪田とを相交えて「散田」を行い「例作人に請作」させたが、河後郷司の舎弟らが良田だけ一町八反大を撰びとつて押作し、ために例作人が請作しない、という事件を起している事実(一七四)、である。とくに後者の場合、「相交能悪(田)行散田之日、皆以所請作一也」とあることによつて散田が、庄田を宛行いその「請作」をさせるものであることは明らかであろう。つまりこれが、前章で述べた地子田経営に他ならない。而してこの地子田請作地は、先の川合庄ではその前年東寺使真演が公田・私治田を収公して寺領に編入した土地であつたこと(このことが当庄ではのちのちまで問題となり、一一世紀後半の約五〇年間、東寺と成願寺との間に領有争いが起る)をみても知られるように、散田する土地は庄園領主直屬地すなわち当時寺田とか庄田と呼ばれた土地であつた(平安時代にも寺田に散田の意味にとれる用法がある。たとえば一七七九号の大和国広瀬庄使解)。だから、摂津国

猪名庄において一〇五五(天喜三)年、田堵の秦重成が庄田九町を「隠田」し、地子米九十石の未進を行つて訴えられているが(七二)、散田する土地が領主直屬地である以上、隠田が許されない行為であつたのは当然であつた。したがつてこのことから、時代が下つて室町時代になると、「長屋庄・九条庄散田の時、方々隠田分出来すべきもの也、その時両庄反錢増し進むべき也」(「大乘院寺社雜事記」)というごとく、散田が摘発なり検注なりの意味にもとれる言葉として用いられてもくる。しかしこれも、散田の根拠としてその土地が直屬地であつたことに由来する、変質した用法と言ふべきものである。丹波国大山庄で、「私領を停止する」とか「私領主あるべからず」といわれたのも、要はかかる庄田の支配・経営のあり方からくる庄園領主の一般的論理であつた。それ故に隠田とは、具体的には請作者の地子未進を意味し、地子未進者には散田に宛行いの停止が行われもする。一〇六〇(康平三)年の近江国愛智庄司等解(九五)は、三ヶ条にわたつて田堵の地子未進・減納を訴えているものであるが、そこで「如何が春時の起請を承引して(不承引とあるが)寺領田畠を作りながら、秋時に至つ

て（地子を）遁避し本寺の所勤に随はざるか」「今春以後
田増ら寺領田畠一反一步も耕作すべからず…寺領の庄地を
犯作すべからず」と訴えられ、寄作することが禁止されて
いるのである。

かくて、「散田」を庄園領主直屬地の意とされたのは、
じつはそれが散田＝請作の根拠であつたからに他ならず、
それがまた「無主地」とされたのも、宛行いによる請作
である以上本来特定の作人は存在していなかつたからであ
る。だからこのことから次のような問題も起つてくる。た
とえば、先にあげた伊勢国河後御厨田において田増が請作
地の中良田のみを撰び取るとか、愛智庄で「或る坪は百姓
の間に指換え、その沃壤地を方取り以て薄鹵の処を移す」
（一八号）という田刀（増）の「方付指換え」の行為も、もとも
と田増の請作する土地が定まつておらなかつたことに基づ
く。方付とは、請作地の坪付ないし場所指定の意に他なら
ない。その意味で、「浮免は散田なり」とある「建内記」
の記事（日本經濟史辭典「散田」の項）は、けだし注目に値する指摘と言われ
ばならぬ。なお松岡久人氏は、先にあげた川合庄・新嶋庄
や河後御厨田における散田の事実をもつて、庄園や御厨に

おける「班田」の例であるとしておられるが（「百姓名の成
格—日本封建制成立」の史の研究二四四頁）、班田と散田とはその実態と歴史の格
において全く異なるものであり、当をえた解釈とは言えな
い。

(2) 散田と有期的請作

(A) 請作の原則

散田の原義は、庄田の宛行逆に言えば請作行為というこ
とであつて、無主地とか庄園領主直屬地などの意味は含ん
でおらず、それは全く現象の説明にすぎないことは、以上
の考察からも明らかであろう。これまでの研究は渡辺氏の
それを含めて、散田の原義を忘れて本末顛倒したところに、
その致命的欠陥がある。

尤も散田の内容は歴史的に変化する。後述するごとく散田部分
は次第に名田化し、平安末鎌倉初期を一般的劃期として、以後中
世においては、散田は悪田とか荒廢地したがつて輕税地・散在田
という風な内容と景観をもつものに限定されてくるし、その意義
もうすれてくる。だから現象の説明としては、従来の見解を否定
し去るつもりはない。また散田が佃とか給田などとされる場合が
あるのも、直屬地であれば別に不思議でもないし、またその部分
が上田であるのも当然であらう。

前章でアウトラインは述べたが、右のごとき観点から、散田¹¹請作経営の内容を今少しく考察しその実態と意義を明らかにしたい。

まづ請作の典型的な史料をあげよう (一二三)。

注請川合御厨田一町事

在三岡前里廿二坪、字久津条者

右件田、定当年作毛¹²大國御庄所¹³請申¹⁴如¹⁵件、但至¹⁶所¹⁷当官物¹⁸者取納之時可¹⁹弁進²⁰、乃注²¹子細²²請文²³以解²⁴、

応徳式年四月廿日

権禰宜大物忌荒木田 (花押)

ちなみに請作者権禰宜荒木田は、正式の名前と身分は「太神宮^(内宮)権禰宜從五位上荒木田延能」(一二三七)、通称を「稻木大夫」(一二三三)という、伊勢神宮の下級神官でもあつた田堵である。かれは右の論文を東寺庄政所に提出して該地(川合庄田)一町を宛行われたわけである。他の文書に「春時の請文」(三二)とか「去春の申請」(八二)「春時の起請」(九五)などであるのは、いずれもかかる請文もしくはその提出行為を意味する。稻木大夫はこの他にも同里内に二ヶ坪二町、計三町の庄田を請作しており(一二三)、右はその中の一町についての請文である。

この請文においてまず注目されるのは、「当年の作毛を定め」て請作していることであろう。これは別の文書(四七)で「一年の(作)毛を限」つてと右を解釈しているごとく、請作が一年毎に更新されることを意味しているが、この一年毎の契約更新は、公田の賃租経営にその系譜を引くものであることは明らかである(中田薫氏「庄園の研」)。だから先述したごとく國衙領(公田)でも、たとえば板蠅杣住人らが公田を春に申請して耕作しているように(八二)、同様の形で請作経営が行われている。

しかしてこの請作は、請作者¹¹田堵が地子を弁進すること、請文を提出すること—これにたいし庄政所より充文¹²が出される(一二三九・一七) —が前提条件とされていた(一二三九)。¹³先にあげた新嶋庄(三二)や愛智庄(九五)の例もそれである。そして右の二条件を履行すれば「是非を論ぜず充行われ」(一二三)だが、しからざれば、「一反一步の庄田も充行うべから」(一八)「ざるのが原則であつた(なお九五)しかるに稻木大夫の場合、連年かれは地子米の未進を行いかつ請文を提出しなかつたことから、一〇八五(応徳二)年請作地三町の中二町は他に宛行われてしまつた(一二三)。(九号)。

同様の例は他にも見られ、東寺末讃岐国曼荼羅寺では、その免田の本作人が年々地利未進を行つたため、一〇六九（治暦五）年これを他人に充作らしめていること（一〇三）、

興福寺領大和国若槻庄内無主位田では一〇〇三（長保五）年、「土浪の民好んで權勢を募りともすれば拒捍をなす。春時旧作と称し、（領主側が）他人に宛つるをもつて愁となし、秋收奸計を致し徴使に逆らうをもつて事となす」と

いう事実（渡辺氏前掲書一七六頁）などそれである。とくに愛智庄では、「かかる（地子未進の）翌は、耕作居住を停止」（九五）すべきであるともて非難されている。稲木大夫も、その請作地が「古作庄田」であり「五代相伝の作」である、としてその権利を主張しているのであるが、結局その要求は拒否せられ、翌年よりあらためて宛行うという東寺の主張に承服せざるをえなかつたのである（一二四）。以上、請作は原則的に一年更新（有期的請作）であり、領主によるその停止・改易さらには居住の禁止すら行われるものであつたことが知れるのであるが、かかる事実に基づく限り、請作者としての田堵の地位は、きわめて不安定であつたと言われ

ばなるまい。田堵のこの不安定さは、前述したその請作地

が一定していない、ということと無関係ではなからう。ここでわたくしは、田堵のもつ土地は「浮動性」を有していた、という清水氏の指摘を想起したい。

(B) 請作と負名

清水氏がその根拠とされたのは、肥前国武雄神社の上分田が、一一七六（安元二）年に定免化するまでは、庄内に自名の田がなく得田をもつて田堵が浮免に募つていた、という事実にあつた（前掲書三、一五頁）。浮免とは免田（ここでは）の坪付が定つていないことをいい、その坪付が固定されるのを定免化するというが、わたくしがここで問題にしたいのは、田堵がその免田の請作者である事実である。

免田の史料としてよく知られているのは、東大寺の白米免田・御油免田・香菜免田などであろうが、白米免田が負田（所）ともいわれているように、免田と負田とは、同一実態の別側面を表現する言葉である。すなわち負田といういい方は、領主に特定の課役（油・白米）を負う田、という意味であり、免田とは、その際負田部分に国衙よりの雑公事が免除されることよりする呼称であつて、特定課役の負担が雑公事の免除かそのいずれか一方を強調したいい方で

あるにすぎない。問題は、この負田(免田)が負(所)名とも記載され、その負担者である田堵の名が冠せられていることである。

たとえばよく引用される一〇九六(嘉保三)年の黒田柚出作負名稻吉解(一三六)によれば、二二町の稻吉名は国

衝領築瀬村にあり、もと下司是頼の負田、得丸名といひ(是頼名とされなかつたのは、下司である彼は名義上の請作者、是頼の死後稻吉名と改号したものであつた。ところが、これに国衝よりの難公事が課せられたので、田堵稻吉はその停止方を訴え結局免除されている。ところで、稻吉が下司は頼よりその地をうけつぎ自己の名を付している事実をもつて、稻吉はその地についての占有権なり私有権を表示している(石母田氏「中世的土地所有権の成立」、あるいは、この負名は寄人の名田である(今井林太郎氏「日本」二二頁)といえるであろうか。わたくしは、この出作負名(稻吉名)が寺家負田とか是頼負田ともいわれていることに留意したい。つまり寺家負田という場合は、この地が東大寺の便補地であること

を意味し(竹内氏前掲、書一五三頁)、是頼負田という言い方は、直接負担者の名を記した場合である。したがつてこのような名は、

その負担者の責任を明示する意味での、換言すれば、課役收取の単位を示すものであつて、直接その土地にたいする占有権・私有権の概念を内包していないと考える。某負田といひ某名ともいう一定しない表現が、それを示している。

その意味で次の事実は注目されなければならない。長福寺縁起によると、雑役を負う田堵が「件の負名ら」と呼ばれていること(赤松俊秀氏「長福寺」京都府史蹟、一〇二二(名勝天然記念物調査報告第二〇册))、一〇二二(寛弘九)年の和泉国符案(四五)に、古作公田を開発せしめることについて、それが荒廃していたならばたとえ大名

(田堵)の古作(大名田堵)であつても小人(小名)の申請を許し、その本名(この場合は、古作者)が有つて(生存してい)古作

地も荒れていなかつたなら、他名(古作者は大名田堵でない第(こ)の申請を許さない、とあることなどである。まず後者

について言えば、開墾の申請とは請作の意であることは明らかだが、ここの本名・他名という表現には、土地の概念を含んでおらないことが考えられる。前者の負名らといういい方も全く同様である。したがつてこの二例から、名(負名)とは負担者あるいは請作者(つまり負担者であるが)それ自身(人間)を意味し、直接土地ましてやその権利内容を表現

する言葉ではないことが考えられよう。

〔追記〕 本稿ではいまだ充分考えが熟さなかつたことから嚴密な使いわけはしていないが（とくに第二章）、人身的負担と負担の人別賦課とはちがうことを指摘しておきたい。律令的負担は前者であり、田堵の負担は後者である。名（負名）が人間を意味していても、その負担は土地をめぐるそれであるからである。この点については別稿にゆずりたい。

しかしながら、名は本来かかる意味に用いられたとしても、これが負担者の名を冠して某名とされる時、その名が某の負担地＝請作地をも意味するものとなつたことは当然考えられるところである。先述稻吉名の場合、明らかに名が土地を意味している。だからこの名は、稻吉のもつ占有権・私有権の対象としての土地ではなく、たんなる請作の対象であるにすぎない。わたくしこのいう名田に先行する概念としての「名」とは、如上の意味をもつ土地であることを注意しておきたい。つまり、田堵段階では、権利関係においては土地と人とが（未分化なのではなく）密着してないのである。以下「名」をその意味で用いる。だから稻吉名も、是頼が死んだことによつてその負担者が、おそらくそれ迄その土地に何の關係もなかつたであろう田堵稻

吉に変えられたまでであり、また稻吉名にのみ雑公事が課せられたというのも、その負担者交替についての、東大寺と國衙との間の事務的連絡が不充分であつたためと思う。

負名がかかる意味をもつとするならば、右の文書でむしろ注目されるのは、この負田（名）が出作地であることを強調したのち、「平民公田の負名」ではないことを述べている事実である。わたくしは、これが一般的意味での負名（名）であると思う。なぜなら、この負名は明らかに公田の課役負担者＝請作者を意味しているからである（阿部氏の〔前掲論文〕）。したがつてわたくしは、いわゆる負名（免田）は、右のごとき負名（名）の特殊形態——雑公事が免除される免田である——と考える。だからさらに言えば、課役の内容と國衙との關係を捨象すれば、一般負名（いわゆる名）と免田負名とは、負担者の名がその土地に付されているという限りにおいて、同一の性格をもつものと考える。とすればここでは指摘するにとどめるが、有名な一〇四（康和六）年の小東白米免吉則所領名々注文（一五三）は、「請申す所件の如し」とある奥書からも明らかになように、所当弁済の責任を明らかにした請文（阿部氏前掲論文）であり、したが

つてそこに記してある九名は、たんに請作者の名が記されているにすぎず、またその土地の面積は、名田の経営規模ではなくして請作の単位・規模を示すものに他ならない。

かくて、名(負名)とはそのままでは占有権・私有権を意味せず、また経営の規模を示すものでもなく、あくまでも貢納責任者の名そのもの、それ故その名が付せられている取納の単位、いいかえれば請作地の単位・規模を示すものであつたと考える。それならば、小東庄にみられるような負名 \parallel 請作地の均等性は、どのように理解したらよいであろうか。このことを考える上で注目されるのは、一〇八四(応徳元)年東寺領川合庄町別所当米結解状(一二二)である。

(C) 均等名の意味

この結解状は、川合庄田を請作する田堵十名が見納・未進した一〇八一・三(永保元・三)年度分の所当米額を注進したものであるが、この文書が注目されるのは、かれら田堵の所当米額 \parallel 町別六斗(きわめて低率なこの地子率の問題については、別稿でふれる予定)から計算すると、高吉・稻吉大夫二名のみが三町で、他の八名は一率に一町を請作している事実にある。この請作面

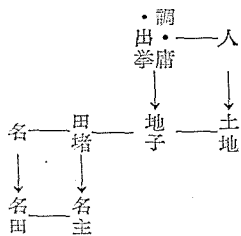
積が整数であるのは、稻木大夫の請作地(阿前里十三、廿二町であ)から推定されるように、条里制に基づく一坪全体

\parallel 一町(満町坪、二二六)が宛行いの単位とされたことによる。三町の場合は三ヶ坪である。したがつて結局、請作の基本単位はすべて一町という完全均等性を有していたことが知られよう。換言すれば、東寺は川合庄田一四町(もと六つたが、当時における現実的庄)を一町単位に散田 \parallel 宛行い、田はこの程度に減少していた)を十名の田堵に請作させていたわけである(なおこの土地は、先述したごとくかつて東寺が収公し敷)。ここでわたくしは、渡辺氏の主張された均等名論に言及しなくてはなるまい。

渡辺氏の所論は要するに、畿内庄園で特徴的な一 \parallel 二町前後の均等なる名田は、平安末期の一律な田堵役 \parallel 雑公事・夫役が先行し、これに名田面積が平均化されたもの、換言すれば、一律の人身的賦課 \parallel 田堵役をもととして、それが土地賦課へ換算、転化されるところに成立する、ということであろう。人身的負担の存在を重視され、これが所論の大前提とされていることは最初にも述べた通りである。ここでは氏の均等名論を体系的に批判する余裕はないが、さし当つて次の諸点を指摘しておきたい。

第一は、人身的負担が田堵に課せられていたことを問題にするにしても、課せられている、という現象論と、それが田堵の基本的性格である、という本質論とは、自ら別個の問題に属することである。近代以前では常に、人身的負担は存在していたと言えるからである。第二に、かかる負担について氏は、その多くを鎌倉期以降の史料で主張されており、平安時代の田堵の負う人身的負担については説得力がとほしい(吉田氏前掲論文)点である。つまりすでに成立している均等名での——したがって当然、そうあるべき——名主の負担の存在を田堵に投入し、その田堵役から再び均等名を説明される、という欠陥をもっていると思われる。第三に、氏は均等名の標準とされた面積は、平安時代以来確立されてきた事実上の土地保有——自然発生的名の存在を前提とし(四〇二頁)、その標準名をこえる場合は二つに分解し、小さいものは複合・集名が行われる(三八頁)、とされるが、後者の場合はともかくとしても、氏のいわれるごとくに賦課の基準が「人より土地」へ転換したのなら、大きな自然的發生名は——それが標準名の二倍あるとすれば——わざわざ二名に分解しなくとも、二倍の負担を課せばすむことと

あろう。それが土地賦課の意味・原則ではなからうか。第四は平安時代に賦課の基準が人より土地へ転換してきたことはたしかであるが、この変化に応じて土地を媒介とする新しい收取組織およびその単位となつたものが百姓名である、という石母田氏の説(前掲論文)を卓見として認められながら(三三七頁)、なお田堵の段階は人身賦課が基本的であり、人より土地は田堵より名田に対応する、とされた(三三六頁)。しかしながらわたくしは、この限りでは石母田氏の説に賛成せざるをえないのであつて、先に述べたごとく、田堵と地子田耕作——地子負担の關係を重視しなければならぬと思う。つまり渡辺氏による田堵の段階規定は、左のごとく一段階ずらすべきだと考える。



以上の諸点からでもわたくしは、均等名の形成は田堵役の土地換算にあるのではなく、別の原理で行われたと思わざるをえない。そこでふたたび、川合庄の問題にかえるならば、ここにみられた田堵の請作する庄田の均等性こそが、いわ

ゆる均等名成立の前提であつたと考えられないであらうか。むろんその際の「一町」という面積が、田堵にとつての適性規模を標準にされたものであつたらうことは想定してよい。

つまり、「私領主あるべからず」という形で庄田の直屬化を図り、その散田Ⅱ請作Ⅱ地子経営を基本的体制とした庄園経営方式が、そしてそれを單純規格化しようとしたことが、かかる均等名を成立せしめたものと言ふべきであらう。渡辺氏は散田部分Ⅱ領主直屬地を、名を均等化するに際して標準名にみたくないものに付加する土地、という程度にしか評価されていないが、鎌倉とくに室町時代に至れば散田の意味は事實薄れてくるが、平安期においては、これ(散田Ⅱ請作)が基本的体制であつたと思う。以上を要約すれば、均等名は請作地の均等宛行(川合庄は基本的かつ典型的な場合であらう)に由来し、したがつてその段階の名は請作Ⅱ收取單位・規模を示すのみで私有権を内包せず、その実態Ⅱ權利内容はきつめて微弱なものであつた、ということにならう。「田堵は名を有しても、それを田堵職と呼ばれてゐない」(清水氏前頁)ゆえんである。これが名田としてその私有権が確認されるためには、さらに年月と田堵の抵抗を必要とした。

(D) 名田堵と名主

従来、田堵の人身的隸屬關係を示す好例とされるのは、東大寺領越後国石井庄において、隣郷の古志得延なるものが一〇五二(永承七)年来庄し、庄司兼算に名簿を捧げて田堵となり「朝夕召仕」われた、という事實であらう(三七)。
しかしながら——一般の論者は不思議と看過しているのだが——彼自身の行為をみて行くと、前司目代に与同して兼算の従者を馬盜人に申懸けて国司に訴え、あるいは放言を宗となし、地子を弁済しない、とか、浪人を隣国より召寄せて荒田を開発したが地子未進を行う、というのであつて、たとえ得延が「従者」といわれていても、かかる行為から、庄司に驅使される隸屬民としての得延の姿を想像することができようか。「朝夕召仕」うとか「従者」であるとかは、あくまでも支配者側の論理にすぎないと思う。むしろ逆に注目されるのは、彼が浪人を召寄せて荒田二〇余町を開墾する際、三〇余の地子弁済を「斤定」し、浪人に農料を下して開かしていることである。これは、かれがあらかじめ弁済すべき地子額を定めて荒田の開発を請負つたことを意味し、だから名簿を捧げたというのは、いふなればその

請負の登録であつたと思う（これが普通の場合の春時の起請と行為に通ずるものであ）。しかも、隣国の浪人を召寄せ（そきり引きつれて）彼等に農料を下して耕作させている得延は、われわれにかの「新猿樂記」（新校群書類従）に記されている出羽権介田中豊益を連想させるのである。

出羽権介田中豊益、偏えに耕農を業となし、さらに他計なき數町の戸主・大名田堵也。兼ねて水旱の年を想つて鋤鋤を調え、暗に腴迫の地を度して馬把犁を繕う。或いは堰塞堤防溝渠畔級の功においては田夫農人を育て、或いは種蒔苗代耕作播殖の営においては、五月男女を勞うの上手なり。作る所の植種・種・稗糶、苧穎他人に勝る。……

松本氏のいわれるごとく（前掲書）、創作とはいえここには当時における大名田堵の典型が描かれていると思う。古志得延や田中豊益は、ここにおいて、消極的な請作一借地耕作者ではなく、専門的な農業経営者の風貌を呈しているといふべきであろう。田堵のすべてがかかる存在であつたとはいえないにしても、大なり小なり国衙・庄園領主より請作することをもつて、田堵はその「業」としたのである。大名田堵・小名田堵の区別が、その請作地面積の大小による呼称であつたことは言うまでもない。とすれば、その

大小という修飾語をのぞけば、「名田堵」が語幹と言えよう。つまり名田堵とは名の田堵、すなわち請作者としての田堵の意であつて、このことから、その請作地の大小が大名・小名田堵の区別をも生じたのである。これが、私有権を一応確認された名主と異なることは言うまでもない。つまり田堵の請作する土地は借地にすぎず、請作権ないし請作地Ⅱ名にたいする占有権は、宛行者との力関係による強弱の度合はあるにしても、本来弱勢であるのが当然であつた。なぜなら、その宛行Ⅱ散田において、誰を請作者とするかは全く宛行者の任意であり、また一年更新という有期の請作であつたことから、請作地にたいする事実的占有権を断続的にか蓄積できなかつたからである。

しかしながら、先述したごとくこの請作は、請文提出・地子弁進という条件を履行する限りにおいて、宛行者にとつてはあえて他人に改易する理由は存在しなかつたのであるから、それが年来の作・相伝の作という形で田堵の世襲的請作地ともなりえたのである。たとえば先の川合庄所当米結解状に「安忠安介」とあるが、これは田堵安介の請作地を現在安忠（おそらく安介の）がうけつぎ、地子貢納の

「責任者になつていた事情を示す記載であり、稲木大夫が宛行停止処分をうけた時、「古作庄田」「五代相伝の作」であることを強調したのも、請作世襲の事実をその根拠としていたのであつたし、翌年より再び宛行されることになつた理由も、またそこにあつた。これがやがて、事実的占有権をもつ名田Ⅱ名主の成立につながることはあらためて述べらるまでもない。請作地の名田化といつてよい(今井氏前掲、書一二〇頁)。事実、稲木大夫はその請作地Ⅱ庄田を「名田」とも称していたし(九三)、愛智庄の場合は、「一反一步の作手名主と称すべからず」(九五)とあつて、否定的であるにせよ、庄園領主の側においても請作者が名主と覬念されていた事情を示している。

だがここぞわたくしは、次のことを見逃してはならないと思う。それは、たんに請作の世襲化というだけで占有権が認められるのか、という問題である。請作の世襲化は、既成事実をつくり出す意味では重要だが、これを名田化の根本的要因とみなすことはできない。結論を先に言えば、名田(制)は領主側の希望と田堵の意欲との結節点として成立したものである、と考える。

庄園領主と田堵とを結びつけているものが、地子経営Ⅱ請作という庄園経営方式にあつたことは明らかだが、その請作において、田堵が領主より比較的容易に改易されるという事実は、言葉を換えれば、田堵は地子_{弁進}という負担を負う限りでの隷属関係を庄園領主にたいしてもつていた、ということに他ならない。逆に言えば、領主は田堵を人身的に隷属させているわけではなく、緊縛度がきわめて弱い、ということである。だからこの関係から、田堵は弱劣な立場にありながら、それ故に他方では(これには後述する治田が、)請作をめぐつて強固な抵抗を示しているわけである。たとえば川合庄では十一世紀後半——稲木大夫の時期——において、田堵によるほとんど恣意的とも思われる請作地の治田Ⅱ隠田化・地子未進が行われており(一〇二三号関係)、また愛智庄では、庄園領主側が地子を反別三斗から五斗に引上げようとするにたいし、田堵はあくまでも三斗を固執しさては未進を行つてゐる(九五)。かかる田堵の隠田・地子未進については、すでに引用したものの以外にも多数の史料をあげることができよう。このような事実から窺われる点は、領主側は地子率の引上げによりその増収を意

図しており、他方田堵は、低率地子の固執・地子の未進・請作地の治田Ⅱ私有化を図っていること、そして、地子率の引上げも私有化の行為も、その共通の前提とするところは、農業生産力の向上によつて土地のもつ意味がますます重視されてきた、という事実にある。かくて名田（制）とは、領主と田堵とが抱く、共通し、しかも相対立する土地への欲求を止揚する方法として、換言すれば、緊縛度のきわめてゆるい田堵から確實に地子をより多くとり立てるために、田堵の土地所有権を認めて——またその抵抗により認めざるをえなくなつて——それを名田となし、その上であらためて、田堵を土地に密着した名主として緊縛する、というところに成立したものと考へる。つまり名田制とは、一方では田堵の土地所有権を認める方向と、他方それによつて却つてかれらを緊縛する方向とが、まさに結合するところの矛盾的統一という形で成立した体制だと思ふ。庄園史上、地子経営の成立する九・十世期の劃期とともに、平安末期は、名田体制の成立する点で第二の転換期であつたと見えよう。換言すれば、これは古代権力の再建ではなくして、その封建的対応つまり封建化への決定的展開である。

〔進記〕 脱稿後最近刊行された石母田氏の「院政期の一つの特質について」（古代末期政治史序説下）を一読、「撰關政治の時期は、田堵Ⅱ名主層の成立発展によつて特徴づけられるが、…律令制の取奪や院政時代の所当・公事の強化された時代に比較すれば、領主の取奪が生産のより発展した庄民の経済をまだ完全に把握し得なかつた時代である。このような中間的、過渡的段階を設定してはじめて、院政時代の階級關係の特質を歴史的に正しく理解し得るとおもふ」（四五四頁）とあつたが、それは田堵を以上述べて来た如く理解する見解と結論的には全く一致する。ただし田堵Ⅱ名主層と等置する限り、氏の指摘は充分でない。

(3) 治田と永年請作—補説

(A) 作手の意味

以上数節にわたつて散田をめぐる諸問題を考察してきたのであるが、じつは叙述の便宜上、次のごとき問題を除外していたのであつた。それは、庄園の土地はすべて以上述べてきたような散田される一色田であつたのか、という点である。ここではこれを、田堵とは庄田（一色田）の請作者という形でしか存在しなかつたものか、という形で問題にしたい。すでに明らかであろうが、先に引用した清水三男氏の指摘、すなわち田堵のもつ土地は浮動性を有していたが、他方田堵は「地主」でもあつた、という問題をいま

念頭においているのである。このことは換言すれば、田堵は庄田請作者として存在する一方、地主としての別側面をもつていた、ということである。請作者として関係する土地（庄田）と、地主としての田堵のもつ土地とが、別個の土地であることは言うまでもなからう。

さて、地主としての田堵の存在を考える上で一つの手掛を与えてくれるのは、平安時代（鎌倉期以降については当面ふれない）の文書にしばしば見うける「作手」なる言葉である。

竹内理三氏は（前掲書一八七、一八九頁）、地主發生の根拠を庄長の

私佃経営と農民の新田開発に求められ、後者について次のごとき事例（二〇〇）をあげておられる。すなわち、一〇六六（治暦二）年東大寺は伊賀国築瀬郷内の荒野を丈部為延なるものに宛行つて開発せしめたが、その際の条件は、

①三ヶ年間は地利免除、以後は国衙に官物、寺家に加地子（反別）を弁進すること、②作手は為延の子孫に相伝せしめること、であつた。荒野開発が宛行し請作の形式をとつ

ていることと右の二点は、作手ないし地主の性格を知る上で興味ある事実と思われる。ところで竹内氏は、右のごとき事実から「請作する農民は、その請作田に対して何等積

極的な権利を有していない。然るに年々歳々請作をくり返す中に、一の権利を生じた。耕作権―作手権―である」（一八九頁、傍点引用者）とされたのは、はたして当をえた解釈であらうか。なぜなら、為延は作手の「相伝」を前提条件として開墾（＝請作）に着手しているのであつて、請作の世襲という既成事実にもとづいて、作手なる権利がはじめて認められたものではないからである。この前後関係の錯倒は、本質的ならがいと言わねばならない。このことを考える前に、作手なる言葉の用法に注目したい。

作手は大別して、①右のごとき宛行状か、②さもなければ（むしる大）土地売券に限定して見うける用語である。前者から、作手が請作に関係ある権利―作人としてその土地を耕作する権利（今井林太郎氏「日本荘園制史論」一―五頁）であることが考えられるが、それが売券に見られるものとすれば、同じく請作権ではあつても、前節までに述べてきた庄田の請作権とはちがつた実質をもつものであることが想像される。なぜならそこでみたように、請作庄田を売買する権限は田堵に全く附与されてはいなかつたからである。したがつて作手の対象となる土地は、売買することができる土地、換言すれ

ば、私有地であつたことが考えられよう。事実売券ではほとんど「私所領」(八九七)「私領田」(一〇三)「相伝田」(同)と記され、またそれらの土地についての作手も、たんに「作手」とするだけてなく、しばしば「永年作手」(七〇)「年来作手」(一六六)「相伝作手」(一〇九)「私作手」(六〇八)などと記されている。したがつて、従来たんなる「作手」と「永年作手」とを区別しているが(たとえば今井五)、両者は実態においては同一のものと考えてよいと思う(八九七)。つまり作手Ⅱ永年作手とは、先祖の開発田(二二九)——治田・壘田活動による私有地についての権利である。先に述べた丈部為延の場合は、その開発が領主の宛行によるものではあるが、その代償として最初から(それを前提)、私有地に準ずる作手Ⅱ永年作手を認められたわけである。同様の例は、西院小泉庄内の荒田畠一町を開発させるため僧知増に充行い、作手として永く領知せしめている一〇八二(永保二)年の永作手田宛行状(九一八)にも見出すことができよう。竹内氏は、わたくしの言う庄田請作権の場合と混同しておられるように思う。

ただし、作手が請作権の意味をもつことから、庄田請作権と同

様の意に用いられる場合もありうるであろう。

それならば、かかる作手なる権利の内容なり原則はどのようなものであつたらうか。このことを考えるためには、平安時代における私有地——治田畠の問題にふれなければならぬ。

(B) 治田請作

田堵と治田の關係を示すものとしてよく利用される史料は、觀世音寺領筑前国高田庄(二四六一)・八坂神社領丹波国波々伯部村(一三九)のそれであろう。したがつてここではあらためてその事情を述べないが、これらの庄園において注目されるのは、その成立の主体が中小地主によるこれらの治田(家地・山林)寄進や沽却にあり、立庄後あらためてその庄田の預作人Ⅱ田堵となつてゐることであろう。高田庄の場合かれらは「有縁の田堵」(二五)と呼ばれ、寺家よりその国役免除が筑前国衙に申請されている。事情は少し異なるが、一〇五七(天喜五)の河内国龍泉寺氏人等解案(八五)に記されている寺領——敷地三〇〇町・紺口庄水田等氏人私領二〇町余・山地一廻は、氏人宗岡氏一族が、かれらの私領家地をその氏寺龍泉寺の寺領とすることによ

つて国衙よりの負担を回避した興味ある例であろうと思う。

いづれにせよこれは、いわゆる寄進地系庄園における地方豪族の所領寄進行為——その規模の大小と規制力の強弱はともかく——とその目的・手段において全くひとしい行為と言わねばならない。九世紀末からの急激な庄園の増加は、例の延喜庄園整理令に、「諸国奸濫の百姓、課役をのがれんがために、ややもすれば京師におもむき、好んで豪家に囑し、あるいは田地をもつて詐わりて寄進と称し、あるいは舍宅をもつて売与と号し」たという事情にその原因を見出すことができるが、先に述べた田堵の寄進行為がこれに該当することは言うまでもない。その意味で、奈良時代にはじまる百姓の墾田活動を重視された林屋辰三郎氏の所論〔律令制より庄園へ〕は、けだし傾聴にあたいする。

かかる田堵の行為は、その主要なる目的が国衙よりの雑役を免除するところにあり、寄進により一庄を形成したわけであるが、しかし治田主のすべてが、かような手段によつてその權益を維持あるいは獲得したとは思われない。おそらく一般の治田畠は、現実の庄園領主や国衙に把握され、形としては庄田請作と同様地子弁進の対象とされたものと

思う。つまり治(墾)田は、墾田永世私財法によつて私財

とされはしたが、完全な私有地とはなりえなかつたところに問題があつた。大山庄で、治田を私領と称したのに対して寺家側が、私領主あるべからずとしたのはその好例であらう。また一〇五六(天喜四年)年の伊賀守小野守経解

(八二)には治田地子とあり、また畠についても、しばしば引用した愛智庄司解(九五)に作畠加地子未進が問題とされていること、とくに興味をひくのは、一〇六八(治暦四)

年讃岐国曼荼羅寺において、「畠地を庄地となすこと」とあつて畠地が庄地に「取入れ」られている事実であらう(一〇三)。これは畠が賦課の対象とされてきたことを物語つている。わたくしは、作手という権利意識がこの頃から現われてくるのは(竹内氏前掲書一八九頁)、すでに地子経営の一般の

成立がみられ、さらに地子率の引上げが行われてきた傾向の中で、治田畠にたいする権利を確認する意味で生まれてきたものと考ええる。それならば治田畠にたいする権利内容はどのようなものであるか。わたくしは具体的には、先に引用した文部為延の作手に見られるものがそれと思う。すなわち、①永代占有権と②加地子弁進である。前者につい

ては説明を要しませんが、後者について言えば、為延はそこで反別一斗の加地子を弁進すればよかつたわけ、これが普通三—五斗代の地子と比較してきわめて低額であることは言うまでもない。わたくしはこのような権利内容をもつ請作を「治田請作」と名付け、「庄(公)田請作」と區別しておきたいと思う。

清水三男氏のすぐれた示唆に導かれてわたくしは、田堵は基本的には庄(公)田の請作者であり、他方治田所有者でもあつたことを見てきたのだが、しかしこれまであげた史料は、川合庄などが前者、波々伯部村などが後者の典型であり、いわば両極端を示すものであつた。現実の田堵が、その両側面をもつていたことへの留意はきわめて重要であるが、すでに紙数も超過したので、治田のもつ意味、治田における権利内容(加地子取得権)、治田における治田主と作人の関係(A作作Bという)、などについては近く発表する別稿にゆずり、本稿ではその指摘のみにとどめたい。ただこのことから一言しておかねばならないのは、先にみたごとく請作者としての田堵の地位が不安定だとしても、

田堵にとつては、その請作庄田のみがかれの全生活基礎ではない、したがつて、その請作地にたいする権利関係だけから、田堵の存在構造・規模を直接問題にすることはできない、という事実である。従来の田堵研究者には、この点についての留意がほとんどなされていまいといつてよいからである。いずれにせよ本稿は、従来の研究における最大の盲点たる、田堵と請作経営との関係を明らかにすることを当面の主題としたものである。

四、むすび

これまで、庄園の研究を名田にのみ焦点をしほりその上庄園や名田が論じられてきたことが、時間的にも空間的にも、庄園や名田の本質を見失う結果を招来した、というのが、本稿の出発点であつた。本文で述べてきたことどもは、いずれもそこより流れ出たわたくしの疑問にすぎない。いまそれらを要約すれば次のごとくならう。

① 律令的收取体系の弛緩と、他方における農業生産力の向上により、九・十世紀を劃期として地子田経営が成立する。この経営方式は請作と呼ばれ、その請作者が田堵であ

つた。私領主あるべからずとする庄園領主の意図は、庄田を直屬地Ⅱ一色田とし、もつてこれを散田Ⅱ宛行Ⅱ請作Ⅱ地子田経営しようとするところにあつた。

② 賃租に係譜を引く請作経営においては、請作の一年契約と、領主による宛行Ⅱ散田であることよりする微弱な請作権、をその基本的特色とした。名とはその請作者の名であり、したがつてその客体たる土地（わたくしのいう名）は、かかる請作の単位Ⅱ收取単位を意味するものであつて経営規模を示すものではなく、また私有権を内包する概念ではない。均等名も、この請作地の均等宛行によつて成立するものである。

③ 名田の成立は、かかる請作地の世襲化に根拠があるが、それを可能ならしめた原動力は請作における田堵の抵抗であり、他方田堵を緊縛しようとする領主側の意図にあつた。庄園制の第二次編成である。したがつて田堵と名主とは、名Ⅱ請作権（地）と名田Ⅱ私有権（地）に対応するものであるところに、その歴史的性格の差異があつた。

④ 田堵はしかしながら、庄田請作者である一方治田主Ⅱ地主Ⅱ加地子取得者でもあつた。この両面を統一的に把握し究明することが、田堵の具体的存在形態を知る前提である。要するに、本稿でわたくしの意図したのは、田堵と名主、名と名田の段階差を設けようとするところにあり、請作の実態を明らかにすることがその解明の前提であること指摘したかつたのである。最初にも述べたごとく、あえてネガティブな発想から出発したのは、これまでの研究があまりにも曖昧かつ未整理であることを痛感したからである。時代区分の問題は、少くとも如上の点を明らかにした上で論じらるべきものであると思う。

はじめにあげた問題をどの程度明らかにしえたか、省みて内心忸怩たるものがある。それに所論の誤謬も多々あらうかと思う。文中で及んだ先学への非礼をおわびするとともに、大方の御叱正をお願いする次第である。

〔一九五七・一・一三脱稿〕

A Study of *Tato* (田堵)

—especially on its relation with *sanden* (散田) and *ukesaku* (請作)—

by

Yasuhiko Murai

Judging from its fundamental sources, it seems incorrect for me to take it for granted that the basic feature of *tato* (田堵), as it has been explained, is its personal subjection to the manor lords, or its manual labor. Then I tried to throw light on the following facts: the manor in the Heian era was based on the *sanden* (散田) system………*jisiden* (地子田) management by the contract of *tato* in *shoden* (庄田) (demesne of the manor lord); culminating in the conclusion that *tato* then subjected to the manor lord in rather weaker degree than under the *myoshu-myoden* (名主・名田) system.

The Making of Kiki (記紀) Genealogy

by

Wajin Kasai

With the intention that the study of Kiki (記紀) genealogy should, first of all, be to carefully trace its modifications and additions in the later period, I have investigated a side of the making of Kiki genealogy mainly from the matrimonial sources. Then I have come to the conclusion that the imperial lineage before the era of Emperor Kaika (開化), such as genealogies of Hikoimasunomiko (日子坐王), Amenohiboko (天日矛) and etc., was based on the matrimonial form in the reign of the Emperor Temmu (天武): and this assumption will throw light on the records of eight emperors before Emperor Kaika on the making of which many discussions have been made.